

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷四十二第

行發日一月六年二和昭

## 論 叢

マルクスの農業經濟觀 . . . . . 教授 法學博士 河田 嗣郎  
 所得申告遺漏の補完方法 . . . . . 教授 法學博士 神戶 正雄  
 國家と社會 . . . . . 助教授 法學士 作田 莊一

## 說 苑

ブルゲン氏の諸社會主義評論 教授 法學博士 田島 錦治  
 産業としての林業の特性 . . . . . 教授 林學士 平田 憲夫  
 琉球の癡藩置縣 . . . . . 教授 法學博士 山本美越乃

## 雜 錄

津輕藩の武士歸農策 . . . . . 教授 經濟學士 黒 正 巖  
 統計に於ける二重計算 . . . . . 彦根高等商業學校 教授 經濟學士 岡崎 文規  
 銀行法と普通銀行の資本金 . . . . . 助教授 法學士 汐見 三郎

## 法 令

支拂猶豫ノ件・日本銀行特別融通及損失補償法・臺灣ノ金融機關ニ對スル資金融通ニ關スル法  
 律・特別融通審査會規則・商工會議所法・計理士法・保稅倉庫法中改正・保稅工場法

## 附 錄

本誌第二十四卷總目錄

ブルゲン氏の諸社會主義評論 (譯五)

田島錦治

第五章 集産制の社會に於ける自作農、工匠、店主

社會主義の他の方式の研究に入るに先立ち余輩は茲に集産主義が些小の地面を以て耕作する自作農、勞働用の道具を以て働く工匠、商業資本を以て營業する小賣店主の小財産と少くとも當座の内でも調和するを得るかを考察せんと欲す。

佛、白、南獨の如き小財産の所有が最も多き國に於ては、社會主義者の過半は此種の財産が他人の勞働の使用を持前とする資本主義的財産 (la propriété capitaliste) と本質上異なりて現に尊重せられ、且將來も尊重せらるべきものを言明す。此言明の中に彼等は此個人的方式 (前記小所  
有を以て

する小規模な)即ち時代後れの生産方法の最後の遺跡が事物自然の潮流に由りて除去せらるゝ、日迄其存在を保證す。

これは千八百九十二年のマルセーユ會議及び千八百九十四年のナント會議の各綱領並に此黨派の著者の過半の綱領の皆一致する所なり。リープクネヒト氏は獨佛兩國の自作小地主が最も多くの場合に於て唯有名無實の所有權を有するのみなるにも拘はらず尙ほ其所有權を固守するを認む。故に所有權沒收の命令一たび出でんか、疑も無く彼等の猛烈なる反抗を惹起し、恐くは全國の叛亂となることあるべし。毋是より先き(千八百六十九年)バール會議に投票せられたる萬國労働者協會(Internationale)の決議に由れば社會の利益、爲め土地の私有を變じて社會の共有と爲すを必要とすとあれども、今や此決議を適用するを避け、すべて農民の絶望的位置に就て彼等を教導せんとして、彼等の抵當債務を國家自身の債務に移すが如き負擔輕減の方法を主張し、及び現在國有の土地の上に行はるゝ農民組合の競争に由りて彼等(自作)を共產制度の方に引寄することに専ら努力することゝなれり。

ウンデルゴルド氏の書には、小なる所有及び小なる商業は自由組合の領域を形成すべきこと、私有財産は相變らず小なる生産方便物(小農地、工匠の道具原料、小商店の運轉の資本等を指す)に適用せらるべきこと、集産主義の諸方式(Les formules)は資本主義的集中が既に行はるゝ、工業の部類にのみ特別に適用せらるべ

- 1) le programme du Congrès de Marseille en 1892, et du Congrès de Nantes en 1894.
- 2) le Congrès de Bâle (獨語 Basel)
- 3) Liebknecht, *Zur Grund- und Bodenfrage*, Leipzig. 2. Aufl. 1876, in-12.

きことを説く。氏曰く「農夫より土地を、商人より店舗を、小工匠より仕事場を奪はんと欲するは社會主義者に非ず、其等の人々は、大資本家等の爲めに財産を收用され、零落し無資力となる」<sup>1)</sup>と。

ジョーレス氏に依れば田村の所有權は農民がそれを以て彼の利益と信する間はいつまでも集産制度の下に於て維持せらるべし。且此權利は高利資本の蠶食に對して保護せられ、抵當を解かれ、投機及び高利より免がるべし。猶大概今と同じく諸處に小工場例へば裏庭(町家、内庭にて最も家の隅に隠れたる鑄物の小仕事場の如く小工匠が二三の助手と共に働く場所を維持する様になるべし。2)

ジュール・グード氏 (Jules Guesde) も亦曰く「生産方便物が其所有者に由りて利用せらるゝ程に猶ほ小規模なるに於ては、余輩は寧ろ此實際個人的なる所有を尊重するものにして、之を脅迫するとして愚にも余輩を非難するは當らず」<sup>3)</sup>と。

ガブリエル・ヅヴィル氏の説に依れば「勞働の諸方便物はたとひ個人所有の形態を有すとも、それ等が之を自から利用する人の手に在るに於ては、勞働黨は唯此所有の形態を漸々に除き去る所の事件の成り行に放任するのみ」。然れども自作農及び小工匠が諸事實(即ち小規模の個人的生産を不利益ならしむる諸事實)に由り任意的に彼等の些小なる勞働用具の私有を棄て、更に集産主義的所有の興ふる一層大なる

1) Destree et Vandervelde, *Le socialisme en Belgique*, p. 250-261.  
2) Jaurès, *Organisation socialiste* Revue socialiste, mars 1895, p. 264, et aout 1895, p. 160. — Discours sur l'interpellation au sujet de la crise agricole, 3 juillet, 1897, J. Off., Déb. parl., Ch. des dép., p. 1809, col. 2.  
3) Discours du 16 juin 1896, J. Off., Déb. parl., Ch. des dép., p. 968, col. 2.

利益を享けんとする様になる迄の間は其私有を維持せしむべし。社會主義は諸經濟現象に先驅すべき主張を有せず、彼はそれ等に從ふを以て本分とす。加之、自作農が自から進んで其扁小なる土地の排他的所有權を放棄するに至る迄は、地租及び抵當債務を免除し、肥料種子及び機械を無料にて消費使用せしむる等の方法を以て彼をして共產制度に歸依せしむる様にするなり。ヅウィル氏は集産主義者が小所有權の最も眞摯にして且最も熱心なる保護者なりと言ひ、且氏は工業農業又は商業の何れに在るに拘はらず小所有は之を保護すべしと結論す。

社會主義者が事實に先づることを敢てせずと明言せるは實に彼等の主義の論理内に留まれるものと謂ふ可し。然れども事實に先驅せずとの口實の下から彼等が小所有を其存在を脅迫する所の高利資本の蠶食に對して防禦することを約束する時、彼等は尙同じく論理的なりと謂ふべき乎。これは集産的所有の普遍化に導くべき進化に反することを態々なすものに非ずや。到底滅失の外致し方なしと宣告せられたるもの(小所有の)を救助せんと欲するは彼等の矛盾に非ずや。地方的策略を弄せんとするの諸考慮(前記小農小工匠等の保護策を指す)は諸原則(社會主義の元)の純粹を陰蔽するに至るべしとのエンゲルスの考は先づ余輩の意を獲たるものなり。便宜主義(Opportunisme)の觀點には疑ひも無く他の社會主義者の如く專念せざる獨逸社會民主黨は千八百九十五年のプレスラウ會議(Congrès de Breslau)に於て、リープクネヒト及びベーベルの支持ありたるにも拘らず、農村の

- 1) Cab. Deville, *Le Capital de Karl Marx*, p. 59 et 60; *Principes socialistes*, p. 50 et 51; Discours sur l'interpellation au sujet de la crise agricole, 6 novembre 1897, Journ. Off., Déb. parl., II. des dép., p. 2325.
- 2) Engels, *La question agraire et le socialisme*, Mouvement socialiste, 1er et 15 oct. 1903.

小所有を鞏固にする傾ある一綱領を廢止したり。<sup>1)</sup>

此理論上の點は如何にありとも暫く之を措き、茲に同様に多く吾人の考慮を値ひする他の疑問あり。(1)集産制度は自己の諸生産方便の上に有する生産者の小所有權を尊重し能ふか。(2)集産主義と諸生産要素の個人的所有との間に絶對的抵觸なきか。(3)自身に使用する人の手に保有を許さんとする所の所有權の種類は彼が現今所持する所のものと等値のものなるべきか。

第一に自作農に就て考ふるに、彼の權利は變形し及び制限せらるゝを見るべし。變形すといふ所以は、彼の所有權はもはや絶對的及び永久的のものに非ずして、國の最高領有權 (le domaine eminent) に委託せられ支配せられ、私有財産の最後の跡形までも奪ひて集産的財産を擴張せんと當然心懸け居る公權の氣儘に従屬する不安定のものとなればなり。彼の權利は制限せらるゝといふ所以は次の如し。農夫は最早其土地を賣るを得ず、又之を賃貸するを得ず (それは彼をして資本主の資格を取らしむることゝなる故に)、而して相續に由る土地所有權の傳承に就ては、國は其一旦有害と判決したる制度を永續させぬ爲に、何時か之を廢止する方に宿命的に導かるべし。爾來土地は貨幣及び交易が全く跡を絶つが故に最早交易價值 (valeur marchante) を有せざるべし。農夫は其土地的資本 (capital foncier) を失ふべし、土地は最早彼に向て資本價值 (capital valeur) の投資の一形態とならざるべく、唯彼がすべての他のものより特更に利用する所の生産方便となる

1) Bourdeau, *L'évolution du socialisme*, chap. VIII, Alcan, 1901, in-12.

に過ぎざるべし(土地は農民の最も大切なる生産方便なるの意味)。

農夫の土地を耕作し其效用を享受する諸條件も亦非常に變改せらるべし。彼は其家族の消費に供せざるべき生産物を如何にすべきか。吾人は彼がそれを貨幣に見積れる價格にて賣ると想像するを得ず、何となれば吾人は貨幣並びにそれにて見積れる價格が、たとひ部分的にても、労働單位を以て計らるゝ定價の側に兩々對立することを想像し得ざればなり。價值の二つの方式は同様の諸貨物に向て同一の境域に於て共存し得るものに非ず(集産制の國なる同一の境域に於て小土地を有する農より收穫する物に對して價值の二つの方式をそれぞれ適用するを得ざるをいふ)。而して若し集産制施行の始めの經過期間、金が商品的貨幣(Eno-male-marchandise)即ちそれ自身に實價を有する交易媒介として流通を續けるならば、労働切符は價值の原基(又は本位)としての強制力を缺ぐが故に、それ自身は金に見積られて變動すべき價值を有すべくして、佛國往昔の紙幣たりし土地的アッシニャー(assignats territoriaux)これは千七百八十九年十二月の布令に出りて發行せられたるものなるが其當時は紙幣に非ずして王領地及び僧侶財產を廢却して得べき收入を以て後日返還せんことを約束せる一種の公債券なりしかば土地的アッシニャーと呼ぶ、但し後には不換紙幣となりたり)の如く未清算の物(choses non liquides)を目宛とする動産的アッシニャー(assignats mobiliers)(即ち集産制の國の倉庫に在る品物を以て結局決済すべきもの)たるに過ぎざるものとなるべし。扱集産制に依る土地より收穫する穀物が固より平均生産力の労働原價に由りて定めらるゝ所の定價を有する以上は、農夫が必要及び供給に従ひて變動すべき労働切符の價格に向て市場に彼の穀物を賣ることを許さるべしとは思はれず(需要及び

供給に従ひて變動すべき労働切符の價格といふ意味は若し市場に於て穀物を切符にて賣ることを。若し農村の小地主に許すときは切符は恰も紙幣と同様に需要及び供給の法則に従ひて其價格は變動することを謂ふ。

彼等の收穫物を労働切符を以て賣ることを許すならば、これは諸貨物(切符、山りて代表せし、諸貨物の意味)に就ての

如く、切符に就ても相場取引(Trade)を一般に開放することとなり、社會主義が從來破壊せん

と欲する所の總ての機關(資本主義の制度)たる私的商業、投機銀行及び取引所、信用及び高利資本(

capital usuraire社會主義の眼より見れば利子を生ずる資本は皆此名稱に相當す)を集産制の社會内に維持することとなるべし。これは

自作農(土地を所有する)の爲めに土地の地代及び土地的資本の利子を寛容することとなるべし。最後にこ

れは競争(集産主義の表)を許すこととなり、即ち若し私的商業に向ての穀物が市場を支配し、稍低

き價格(公共倉庫にて切符引換にて渡すものより)にて賣買せらるゝときは、國有の總ての小麥を倉庫内に押し遣り遂に之

を腐敗せしむる結果を來すべし。故に若し農民に彼の小土地の保有を許すならば、少くとも其總

ての生産物を公共倉庫に納入せしめ、倉庫は労働の普通率に由る切符を以てする價格を彼に與ふ

ることは必要なりとす。(註)

(註) 原註にジョーレス氏の語を載す、曰く『余輩の認むる所に依れば、たとひ農民の所有權(土地のそれを指す)が存続するとしても

此權利は社會主義の制度に自から變形する様に餘儀なくさるべし、何となれば彼等の生産物を買ふものは國民の共同團體な

ればなりと云ふことは全く眞實なり』と。— Jaurès discours du 3 juillet 1897, Journ. Off. Déb. parl. Ch. des dép. p.

1895, col. 1.



農民が其總ての生産を納入するにせば其價格の率は如何なるべきか。最も極端なる方式に由れば、農民は其耕作具即ち家畜、犁鋤、肥料等の所有權を失ふべし。此等用具は以後は國家之を交付し、其使用を監督すべし。小地主たる農夫は其作れる生産物は如何なりとも、平均勉強度の彼の勞働時間に従ひて酬はるべし。故に前に高價にて豊饒なる小麦畑、肥沃なる牧場又は良好なる葡萄畑を得たる小地主は彼の勤勉節約の結果の總てを喪失すべし。彼は瘦せたる蕎麥畑又は集産制度下の土地の割當を無償にて受くる農夫より良き報酬を受くることなし。

次にジョーレス氏の方式に依りて農夫が彼の耕作の諸材料を新調し又は増加する注意と共にそれ等の所有權を保持するを得る場合に就て考察すべし(第三章第三節を参照すべし)。此場合に彼は此方式に特有の報酬方法の適用を受け、彼の優秀なる耕作に由る特別の利潤を彼の助手に分配するを許す條件の下に於て、彼の生産物の量に應じて彼は其報酬を受くるが故に、自から集約的耕作に就て大なる利害關係を有すべし。然れども其賃率は土地の自然的不平等より生ずる總ての差異を除き去るべき方法を以て計算せらるべし。(故に第三章第三節に掲げたる例を再び茲に取れば) 例へば一ヘクトワットルの小麦に對して、甲乙各級地の要する肥料、償却(資本)及び勞働の平均費用に従ひて下級の乙地は二十枚の切符の支拂を受け、上級の甲地は僅かに十枚を受くべし。斯くして甲地を所有する農夫は其會て高價を以て得たる後に享受したる所得を矢張り失ふことゝなるなり(たとひ彼の集約的耕作に出る利潤は之を得ることあるも)。集産

制に於ては是非とも土地の地代を廢止せざるべからずとなす。國家は決して良好なる土地の耕作者に對し、其所有者なると然らざるを問はず、或は其優れたる土地の上に於て唯十枚(勞働切符)の原價を以て生産し得たる毎ヘクトリットルの小麥に二十枚を支拂ひ、或は全國の小麥毎ヘクトリットルの平均原價に由る賣價十五枚(即ち前掲第三章第三節にある)を支拂ひて、彼をして獨占的所得を享けしむるが如きことを爲さず。若し斯くすれば、地代は依然存在し、勞働者間の平等は破れ、或る一部の人の獨占を維持する爲に一般消費者を犠牲に供して物價を上げざるべからずして、集産主義の第一原則を否認することゝなるべし。

農村の小地主は彼の所有權より生ずる所得を奪はれて(前段に述べたる如く土地の地代及び土地資本の利子を取るをいざるを云ふ)又彼の勝手に其耕作を支配する自由までをも失ふ。彼は國が諸建築、土地へ加へたる改良、耕作用器具機械、家畜及び貯藏物の所有を彼に許し置く時でさへも亦この自由を失ふなり。實に吾人は行政廳が、地方分權制の場合(ジョーレス氏案の如き)でさへも、社會的欲望に従ひ生産を整理する專權を賦與せられ居ることを忘るべからず。されば地主をして彼の意向に従ひて耕作せしむる能はず、小麥又は砂糖が必要なるとき(公權の例斷に依り)肉を生産せしめむること能はず。耕作の種類、生産物の性質及び分量はすべて生産の指令官(les directeurs)由りて彼に命せられ、而て指令官は從來の葡萄酒に小麥を蒔く爲に鋤を入るゝことを彼に強制するを得べし。斯くして如何に彼は其耕作の強度(集

度)さへも之を自由に整頓するを得べきや。事業の管理が悉く行政廳に歸すべきは必然なりとす。謂ゆる地主たる農民の状態は斯の如し。彼は尙ほ其土地の享有を許さるゝも、彼の勞働の報酬としては彼の所有權の所得を全く除きたる賃率が適用せらるゝを以て彼の特別の權利は奪はれ、又彼の状態は集産制の領土の一小地面の農夫の状態と全く同様の地位に落つるを以て彼の事業經營の自由さへ失はるるなり。斯の如きは社會主義者が過渡の諸件(個人主義の制度より社會主義の制度への)を按排し、農村の小財産を尊重し、小地主の状況を改良し、彼をして共產主義の組織(集産制は勿論社會主義の一形式にして廣義の共產主義に屬す)に利害關係を有せしむと稱するものなり。

二

前段に於ては自作農に就て述べたるが之より工匠、小工業主、即ち鍛冶指物師、ペン屋、錠前屋等、彼の道具を以て二三の助手と共に働く所の人が集産制の下に於ては如何に成り行くかを見んと欲す。扱彼の道具機械仕事場は如何にといふに社會主義者は彼の勞働用具の所有權を彼に保存せんと欲する如し。然れども若し彼は公權の命令に従ひて彼の生産を整頓すべく、總ての生産物を行政廳に納入すべく、それに對し通常の率の價格を受取り、監督官の下に彼の勞働者(手助)に彼の分と等しき報酬を與へ、恐くは彼の支配の勞働に向て僅少の差額を別に得るに過ぎざるべきに於ては、彼の所有權は何を意味し、彼はそれより如何なる利益を得べきや。稍都合宜き制度に依

れば、若し彼が完全なる機械を有せば亦其勞働者と共に特別生産力の賞與を享くべし。然れども彼の生産を變更し又は減少することを彼に強制し得る所の官吏の氣儘の下風に彼は常に屈伏せざるべからず。故に早晚此專恣の制度は時間を以てする定率法を一般的ならしめ、工匠をして國の侵略する威力の前に降伏せしめ、遂に彼の小所有權は消滅すべし。

小店主に就て之を見るに、彼の將來は分明なり。私人的商業は無くなるべし、而して小賣商はたとひ彼の店を保つとも、行政廳の代理人たるに過ぎざるべし。衣服、家具、金物等の公共的大倉庫の外に十分に多數の小賣店は消費者に便宜の處に配置せられて、彼等をして食物飲料及び文房具小間物香料品等の雜品の如き日々消費すべき物品を容易に得せしむる様にすることは常に必要なるべし。斯くして或店主は彼等の店を保ちて(集産制の小賣店員として)經過(個人制より集産制への)は緩和せらるべし。然れども彼等は最早彼等の小賣する所の物品の所有者に非ず、又最早販賣に由りて利潤を得ざるべし。彼等は官の傭人なり、即ち大倉庫が彼に供給する所の生産物の會計を掌どり此等を公定の價率にて公衆に賣る任務を負ひ他の勞働者と同じく其勞働時間に從ひて報酬を受くるものなり。

此獨立せる小生産者の問題に就て、吾人はカウツキー氏を責むるに原則 (les principes 即ち氏が其社會主義に於て平義主義とする諸原則) を改めたるを以てするを得ず。氏は農業に於ける雇勞働者の爲めに必要なる保護

方法、並に農業及び農村人口の爲めに實施し得べき改良方策を説明したる後に、氏等社會主義者は農民の財産を沒收せんと企つるものに非ざるを述べ。然れども氏の黨派は企業者の利益を擁護せず、農民の經營の救済及び復興を以て其黨の原則に反すと思考す。次にカウツキー氏は農民及び工匠は集産制の下に於て尙ほ總て彼等の土地又は仕事場の占有權を保有し、社會より彼等の生産用の材料及び道具を受け、社會的生産(即ち個人企業に非ざる)に服し、其生産物を社會に提供すべきことを説示す。尙之に附加して、此政策に由り(但し獨逸に就て見るに)實に平常都會の無産者の黨派となつて居る社會黨が農民を味方に引入るゝに成功するかは疑はし、然れども彼等をして中立の地位に向はしむべしと絶望するを要せず、蓋し「微弱なる寄生的經營を爲す所の無數の所有權者(集産制の大企業の側に僅に餘喘をりつ自作農工匠を指す)は大なる經營の争ふ可からざる利益が彼等に示されたる時、彼等が外見のみ有する所の獨立及び所有權を喜んで拋棄すべし」と述べたり。

上述する所に由れば集産主義の社會に於ては所有權は自作農も工匠も亦小店主も決して之を保持するを得ずして、此に關する總ての約束は空虚となる。此主義の固執する所の論理に従へば、其謂ゆる經過期間尊重せらるゝ所有權は徒法空文に止まる。たとひ人は如何に言ひ得ることも、純集産主義の緩徐にして累進的なる實現は不可能なり。此主義の全勝せる曉には自作農、小工匠及び小店主は宿命的に共有の法則に服従することゝなるべく、或は唯占有權を保つとも、而かも眞

1) Kautsky, *Die Agrarfrage*, Stuttgart 1899, S. 442 同上佛譯 *La politique agricole du parti socialiste*, trad. Milhaud et Polach, not. p. 198 à 205, Giard, 1903.

實の所有權、所得、利潤は勿論、經營の自由をも之を失ふべきは疑を容れず。

## 第六章 結論、集産主義と自由とに就て

極端なる集産主義は其行政的生産の方法及び平均強度の勞働時間に由りて定まる所の其價値の制度を有するが故に個人の活動の總ての範圍を含む所の莫大なる力を國に賦與するものと謂ふべし。此主義は公的資源に由りて扶持せらるゝ無數の機關より成立する所の行政廳に強課するに超人的なる任務及び過重なる責任を以てす。

此主義は行政廳に委任するに國民の經濟的任務の總てを以てす、詳言すれば、生産運輸貯藏及び分配の總ての事務、住居並に生活必需品及び其他の設備品の管理を以てす。此は彼に與ふるに社會的諸平均の粉糾せる計算に由りて諸勤勞及び諸生産物の價を定むべき特別の權力を以てす。及び彼に委ぬるに非常に複雑なる簿記にして其誤謬は國民の生存を危うし得る所のものを以てす。公權は失業の責任を負ふが故に各人に其才能に適應する職を與へざるべからず。即ち國家は幾百萬の勞働者の唯一の雇主なれば、職業の分配、價率の計算、又は生産物の受領に就て爲さるべき過失及び不正の總ての負擔に任すべし。此經濟的政府は公民を同時に消費者として及び生産者として處理するが故に絶えず責任の過重に悩まざるべし。

物質的進歩及び生産力の發達を保證すべきものは唯被選官吏の熱心と勞働者の忠誠とあるのみ。故に總ての個人的利益なき場合に於ては、幸福の公平なる感情(私利を顧みずして社會全般の幸福を望む感情を云ふ)が彼等をして新式の機械及び改良方法を、たとひ其等が慣習及び既得の地位を顛覆するときにも、採用せしむるなり。費用の節減、原料の節約及び生産用具の維持(大切に取扱ふこと)は一方の人々(被選官吏)が彼等の委託人の上に行ひ、及び他方の人々(委託人即ち總ての勞働者を指す)が自身の上に行ふことを覺悟する所の強制(la contrainte)に由るの外なし。生産的資本の償却に關し、及び其擴張を個人的勞働の報酬よりの控除に由りて爲すことに關しては之を遂行するは一に懸りて被選公權の果斷に在り(以上極端集産主義の實行の困難なるを説明し、以下ジョーレス氏の案を評す)。

今若しジョーレス氏の案に従ひ、各職業的組合をして相對的自主權を保たしめ、或る留保の下に彼等の生産用具の所有權を握らしめて、集産制の組織を地方分權的ならしめん乎、尙ほ此案に従ひ、平均生産力の一勞働時を以て價值の一單位となせども、平均に優れる生産用具を以てする勞働の特別の生産力に對し賞與(une prime)を得させる如き方法を並び行ふに由りて、集産的生産の軟弱なる機關に幾分かの活氣を添へしめん乎。而かも此案の實行は二箇の暗礁に乗上ぐるの虞あり。其一は各特種の經營に就て自然的要素の生産力に應じて定めらるべき諸平均の計算が非常に複雑なるべきことにして、其二は生産の自動的調節機關(需要及び供給の規則をいふ)を缺くが故に、必然的

に中央公權に歸屬する法規制定の専恣なる力に由りて組合的生産業は壓制せられ窒息せしめらるべきこと是なり。

然れども集産主義の短所は主として經濟的均衡の觀點より之を見る。社會組織の主要なる任務、即ち生産を諸欲望に適合せしむることは行政の任務となる。公權は諸報告を集中し、諸需要を豫見し、その爲め準備すべき生産の諸方便物を計算し、外國より購入すべき貨物及び外國に輸出する爲に生産すべき貨物の數量を計算せざる可からず。貨物のあらゆる移動を整頓し、最も繊細なる欲望(美術的欲望の如き)並びに最も重要な欲望(衣食住の如き)を過もなく不足もなく満足する爲に提供すべき生産物の種類及び分量を決定するは公權の責任なり。之が爲に數多の官吏を置くを要し、即ち彼等は彼等の職務を紛糾せしむる心配なしに公衆の雜多にして移り氣なる嗜好に順應(實は右の心配なしに順應するは不可能なるべし)するを要し、又彼等は個人主義の社會の下に於ける生産者及び商人等のそれを爲し得る如く、諸消費者の最も些細なる欲求をも先見すべく工夫するを要すべし。生活必需品に就ての任務の如きは毫末の先見の誤、失策、及び油斷あるを許さず、人民全體の存亡は一に懸りてあらゆる財貨の供給者たる彼の政府の注意の上<sub>に</sub>在り。

尙又集産主義は純然たる理論上の方法より見るも均衡を實現するには無力なり。過剩なる、流行後れの、又は毀損せる生産物は其原價を以て買取る人なくして店庫(magasins)に堆積するも、



之を賣捌く可き方法なし。又不充分なる分量にて存在する物品は之を分配すべき適當の規則なし。諸種の仕事に勞働者を分配するに就ても集産主義は亦定まれる規則を有することなし、自然に起る均衡の缺陷に就ては國家は求職者の最も少なき職業に勞働者を充員する爲に強制力を用ひざるべからず。

經濟的關係の狂調、濫費、生産の弛緩、専恣及び壓制の一般的支配、斯の如きものは集産制の形態に固有なる弊害なり。何れの點より見るも常に且主として犠牲に供せらるゝものは自由なり。

從來集産主義の反對者は主として其壓制の性質あることを反復論難し、而して社會主義者は久しき間之に答へて資本制に於ては賃金に依りて其日暮しを爲しつゝ、資本の意の儘なる所の多數人に對して眞の自由あらずといへり。此反對攻撃の價値如何は暫く之を措き、若し集産主義が自由を犠牲にすとの非難を脱却し得ざる限りは此主義は破滅すべし。

拊總ての消費をして生産及び分配の全權を有する審判者の任意に従屬せしむる制度(集産制を指す)の下に於て損害を蒙るべく思はるゝは獨り自由のみならざるべし。若し個人の欲望及び嗜好の満足が公權の考慮に委ねらるゝならば個人に何が殘さるゝや。斯の如き比較多數の恐るべき權力(集産制の被選官吏の有する)に對する比較少數の保障は何處に在りや。有形財貨の使用及び消費を惹起すべき智識及

び道徳に關するあらゆる個人的又は集團的活動、即ち出版の自由、選舉の自由、結社の自由、演劇の自由、教育の自由、宗教の自由等のあらゆる自由は經濟的業務の指揮に任する貴人の專制に屈服するを見ん。

若し集産主義が其從來固持する所の價値の方式を改めて需要及び供給の作用を許すに非ざれば職業選擇の自由迄も、住所及び一家團樂の自由迄も皆公權の左右する所となるべし。或物を生産すべき欲望及び、之が生産者の缺員を生ぜる事故に由りて同一家族の族員は公吏の命令に従ひ其父母の家より引離されて遠方に分散せしめらるべし。或る勞働者は恰も古代の漕舟刑を課せられたる奴隸 (les galériens) が其腰掛に在る如く、彼等の仕事場に繫留せらる。實に現今に於ても同様の結果は經濟上の必要より生じ得べしと雖も、それは事物自然の勢より生ずるものなれば、夫の人(公吏の命令を指す)より發する強制の如く厭ふべきものに非ず。

集産主義者は其主義實行の曉に於て吾人が現在認むる如き國家、即ち諸階級(資本階級並に勞働階級を指す)の區別ある上に建てられ、而かも資本階級に其經濟的特權の維持を確保する様に組織せられ及び管理せらるゝ所の資本主義的國家 (État capitaliste) は廢止せらるべしとの口實の下に、各種の強制(現在の國家の下に於ける)の消滅すべきを保證す。曰く集産制に於ては事物の行政が人の政府に代るべきものなりと (L'administration des choses sera substituée au gouvernement des hommes) 社會主義者は人の政府なる語を壓制

者の壓制の意味に取り事物の行政なる語を以て毫も人の壓制なき事物の處理と解す。

實に集産主義者は子守唄の極り文句の如き單調に繰返さるゝ偽善の方式を以て人の思想を撫でて之を麻痺昏睡せしめんと勉むる如し。經濟的任務並びに政治的任務がすべて行政諸官廳の指揮に由りて施行せられ、あらゆる社會的生活が權力に従屬し、個人の如何なる行爲も公權又は官吏の監督を免がれざるべき社會に於て、果して人の政府即ち人の命令の強制は消滅すべきか。何人も斯く如きことを眞面目に肯定する能はざるべし。

ジョーレス氏の欲する如く軍事及び外交の權力の側に勞働の最高會議 (un Conseil supérieur du travail) を設けることが果して經濟的生活をして政治を司どる政府の監督を免がれしめ依て以て自由を保全する充分なりと思考し得べき乎。又ワンデルゾルド氏の提言の如く人の政府たる國と事物の政府との間に恰かも腦と胃との間に於けると同様の差別を爲すことが充分なるべき乎。これ等諸説に就て常に復歸し來る考は、經濟的行政は事物の行政なるが故に決して人を壓制すべきものに非ずとの考なり。事物の行政とは實に然り。然れども是は事物に際し人々が他の人々の上に施す所の行政なり、而して多數に由りて選舉せられたる代表者にして而かも總ての情慾及び意趣を抱く所の此等の人々は、人間社會に未曾有の最も怖る可き權力を授與せらる。若し資本主義の國家が資本を保護する爲に設けられたる憲兵隊といひ得べくんば、社會主義の國家は威力及

び暴虐に於て從來用ひられ得たる總てのものに勝る所の諸手段を以て社會主義の制度の維持を主眼とする警視廳なりと謂ふべきなり。

集産主義者は集産制實施の曉には從來の國家は無くなり、政治を司どる政府の側に經濟を司どる政府成立し、從來の租税は無くなり、公費を支辨する爲め勞働生産物より控除ありと言ふも、是れたゞ看版の塗り代へのみ。恰も佛國革命前の制度に於けるトレート(les traites 關稅の種類)が關稅(les douanes)及び入市稅(octrois)となり、エイド(les aides 御用金)及びガッル(gabelles 稅據)が今日間接稅(contributions indirects)と稱せらるゝ如く。斯の如く看版は代るとも納稅者はそれを見誤ることなくして彼は引續き國庫の吏員等(稅務官吏を指す)に對して評判好き名稱を與へつゝあり。然らば此等の假裝は何を意味し、且之に由りて何人を欺き得る乎。

此驚く可き嚴酷なる機制(集産制の實施せられたる場合を指す)は個人を羈束し破砕し、彼の思想の表示を妨げ、及び彼の家族を分裂するよりして彼の總ての行動を抑壓するが故に、此機制裝置の單片たる個人は生より死に至るまで此機制に締め付けらるべし。高度なる智徳の發達を遂げたる人生の總ては斯の如き強制的なる居住及び勞役の制度(ce régime de caserne et de corvées)に對しては忿怒及び嫌惡の情を以て抗爭すべし。個人が今日更に彼の自由の損失を忍び、動搖せず、又抑へ難き激怒に由る叛亂も爲さずして、此奇怪なる經濟的隸屬、此苛酷なる彼の意識の抑壓に屈從するを誰が期

待し得る乎。否、斯の如き制度は決して生育し得べからず。

ジョーレス氏は亦自由に對する讚辭を高調して曰く「余輩も亦自由の精神を有す、余輩も亦總ての外部の強制に對して堪え難き感情を有す。而して若し余輩の憧憬する社會制度に於て余輩が直ちに「自由」、眞實に、完全に、生活しつゝある自由に出逢はぬならば、若し余輩が進行し、唱歌し、天の下ながら歡喜し、自由に呼吸し、及び偶發の花を採集するを得ぬならば、余輩は現實の社會が其無規律、不衡平、壓迫あるに拘はらず、それに後退するならむ。何となれば若しその社會に於て自由は唯虚偽ならば、人々に眞理と呼ばれて往々心に愛着せらるゝ所のものも亦一虚偽なればなり……社會的強制よりは、寧ろその總ての危険を有しても孤獨 (la solitude) を可とすべく、如何なる形態を以てするも專制 (le despotisme) よりは、寧ろ不統一 (l'anarchie) を可とすべし……正義は余輩に向ては決して自由と離れて考ふべからざるものなり」然れども自由は實に新なる社會制度に於て存在するのみならず、其心靈となり、其活精神となるべしと（『』の外は亦ジョーレス氏の語の内に在る意味の要約なり）<sup>1)</sup>

是故に自由の保全なき所に社會主義は成立せずと謂ふべし。然らば如何なる調和の手段に由りて權力の制度を自由の制度に變形し得べきや。

これにジョーレス氏は成功せず、何となれば氏は生産の行政的管理を餘儀なくする所の「勞働

1) *Organisation socialiste*, Revue socialiste, avril 1895, p. 408.

に由る價値の評定」を拋棄せざればなり。之に反してシェフレー氏は交易價値の構成に使用價値を考慮に入るべきことを以て社會主義者を説伏したり。氏曰く「若し社會主義者が個人的欲望の自由を禁止せんと欲するならば、彼はすべての自由の、すべての文明の、すべての智慮的及物質的幸福の不俱戴天の仇敵と認めらるべし」<sup>1)</sup>と。然れども個人を自由にする爲には生産を自由にし、其結果として需要と供給とに従ひて變動する交易價値の現在の形態に復歸するを要す。

社會主義者は以爲へらく若し組合又は個人が價格の動搖に従ひて生産を整頓する自由を保有するならば、社會主義は存立せず、何となれば斯くして起る競争は恐慌及び利潤の不平等を生ずなければなりと。

これは需要及び供給の作用に由る避く可からざる結果なりや。余輩は此問題を次卷に於て、資本主の所得を消滅せしむるを目的とすれども同時に交易價値の現在方式を改めざる二三の異なる種類の社會主義を述ぶる時に再論すべし。余輩は次卷に於て國家社會主義、都邑社會主義、及び組合社會主義が社會主義の本質と兩立し難き「利潤の不平等」を排除し得るや否やを吟味すべし。然れども今や既に次の點は證明せられたり、若し勞働時間に由る價値の決定といふことのみ<sup>○</sup>に眞の社會主義が之れ有るならば、社會主義は自由主義と兩立すべからず。<sup>○</sup>(第六章終り、並に第一卷畢り)。

1) Schaffle, Die Quintessenz des Sozialismus. S. 25, 51, 52. 同上佛譯 (trad. Malon) 第二版 p. 42, 81, 82

附 言

以上はモーリス・フルゲン氏の名著「諸社會主義及び經濟的進化」(Maurice Bourguin, Les systèmes socialistes et l'évolution économique 第三版巴里一九〇七年刊)の第一部第一卷の拙譯なり。而して其二卷は「需要及び供給に支配せらるゝ價值制を維持する社會主義的形態を論ず」の標題下に於て章を分つこと三、即ち第一卷第六章の後を受けて、第七章に「國家社會主義及び都市社會主義」第八章に「組合社會主義及びコオペラチズム」第九章に「集産制社會の諸設計及び社會主義の他の諸形態に對するマルクス派」を評論す。

余は此等の數章並に第二部に屬する諸章も亦大に參照に資すべきものなるを認むと雖も、今暫く此等の譯述又は説明を他日に譲る。然れども余が既に譯し了れる部分はマルクス氏及び其派の集産主義の誤謬及び其實行の困難紛糾及び弊害を指摘し解剖し證明し得て殆んど餘蘊なきを信せんと欲す。

抑も此原書の初版は千九百四年一月に刊行せられ、余の譯せるは千九百七年の第三版にして、實に今を距る二十年の前に出たるものなり。蓋し陳套を忌みて斬新を好む所の一般讀者は余が此譯述の愚學にして徒勞に歸するを笑ふなるべし。然れども此著譯の對照とする所の社會主義特にマルクス氏の「資本論」第一卷は千八百六十七年即ち今を距る六十年前に現はれ、爾後

多くの經濟學者に批判せられ、マルクス門下生の中にすら修正説を出すに至りたるにも拘はらず、頑迷固陋の輩は今尚ほ「資本論」の各章を金科玉條と思考し、社會主義のバイブルと尊崇し、諸經濟學者に由りて指摘せられたる所の誤謬弊害に對しては顧みて他を言ふの態度を持つるか、然らざれば詭辭強辯を是れ事とす。是れ猶ほ忍ぶべし、或者は神聖なる教育學界の城壁に隠れて、頭腦の未だ堅まらざる青年學徒を誤導し、往々彼等をして學徒なる本分を超越して社會主義的行動の邪徑に入らしめ、彼等をして知らず識らず法網に觸れ刑辟に罹らしめ、而かも冷然として曰く余は社會主義の研究者にして運動者に非ずと。又或者は陽に社會改良勞働擁護の旗幟を立て、陰に危険なる共產的革命思想を抱き、感激し易き勞働階級を煽動し教唆し、階級闘争を激成し、國家の産業を破壊し、社會の利福を損傷す。實に前者は學界の社鼠にして、後者は社會の惡魔なり。

而してブルゲン氏の此著はたとひ二十年前の舊著なれども、マルクス氏の資本論に後るゝこと四十年、而かも其批評の公平にして緻密なる、其論斷の剴切にして着實なるは此種類の著書中の白眉なりと余は確信す。果して然らば余の此拙譯は聊か亦學徒をして經濟學の眞理を會得せしめ、社會改良に志ある者に向てマルキシズムの邪徑を避けしむるに多少の裨補あるべき歟。



最後に一言すべきは此拙譯に對し余に忠言を寄せられたる人々あること是なり。小樽高等商業學校教授手塚壽郎君は Bourguin をブルガンと發音すべく Jaurès をジョーレスと發音すべしと教へられ、佛蘭西巴里に留學中の經濟學士山本勝市君は遙かに拙譯に對する贊辭を寄せられ、且 Jaurès をジョーレスと發音すべく、余のジョーレスとなしたるの誤を正されたるは手塚君と同じ。余は直ちに手元に在るラルッスの佛國小字典を檢閲せるに海軍將官 Benjamin Jaurès の Jaurès の rés に ress の發音訓を附するを見る。故に同姓の社會主義者 Jean Jaurès も亦ジョーレスと發音すべきは毫も疑を容れず。因て余は前々號誌上にジョーレーと書せし誤を正し、本號にはジョーレスと書し、茲に二君に謝す。

Bourguin の發音に就ては初め余の原稿にはブルガンと書せしを、偶來來訪の佛語專攻の經濟學士山下芳一君に尋ねしに同君はブルゲンと發音するを可とすと言はれ、其後手塚君の忠言を得たるより更に二三の佛語專攻の士に尋ねたるに或はブルガンなりといひ、或はブルゲンなりといひ、又或はブルギアンなりといふもあり。因て暫くブルゲンと爲し置きたり、敢て手塚君の忠言を無にせるに非ず。請ふ之を諒せよ、茲に重ねて諸君子の忠言を謝し、併せて此拙譯に對する大方の是正を乞ふ。